

令和2年11月12日
令和5年11月16日改正

新規開設予定保育園 代表者様

千葉市こども未来局幼児教育・保育部
幼保支援課長

新規開設園の利用定員の設定について

日頃より、本市こども未来局行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、新規開設園については、一般的に、開園2年目まで4・5歳児に定員割れが生じ、
利用定員と実際の入所児童数に乖離が生じることにより、園運営においての不安定要素となっております。
利用定員については、認可定員と一致させることが基本とされていますが、定員が充足されるまでの間の安定的な園運営を確保するため、開園2年目までの利用定員の設定について、下記のとおりの取扱いを可能といたしますので、ご了知のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 利用定員の設定方法

- 開園時の入所児童数まで利用定員を引き下げることを可能とします。
※入所児童数の属する定員区分の上限までの引き下げを基本とする。
※入所児童数の合計を下回る定員設定は不可。
※4・5歳児の定員は必ず設ける。

2 開園後の取扱い

開園後、設定した利用定員を上回る人数を受け入れようとする場合（入所率が100%を超える場合）は、事前に定員増の申請を行ってください。
なお、利用定員が認可定員に達した後の受け入れ人数は、既存園と同様、原則として利用定員の120%以下とします（別添 令和2年7月28日付け幼保運営課長通知「保育園等における定員を超過した受け入れについて」参照。）。

※開園当初の定員設定時に、利用定員を上回った場合の対応について誓約書を提出いただきます。

3 適用期間

開園から2年間

※認可定員 条例の基準の範囲内で、当該園の定員として認可された定員
※利用定員 納付費を支払う対象として確認された定員で、納付費単価を決めるもの

担当：制度推進班
TEL：043-245-5977
メール:seidosuishin@city.chiba.lg.jp

新規開設園の利用定員の設定例

- 開園直後に入所児童数が定員まで達しない場合に、入所児童数に見合った定員設定を行うことにより、運営上のリスクを抑えることができます。

給付費の単価区分						
定員区分	20人	21人～25人	26人～30人	・・・	51人～55人	56人～60人
高				公定価格の単価		低

※定員区分を変更することにより、入所児童数に見合った給付費での運営が可能となります。
※認可定員の変更は行いません。
※単価区分は、20人から60人までは5人ごと、61人以上は10人ごとに区分されています。

- 実施例① 認可定員が40人の場合

時点	入所数	利用定員
R8.4	26人	30人とすることが可能
R8.10	31人	35人に引き上げ
R8.12	36人	40人に引き上げ（認可定員と一致）

→ これ以降、定員の120%まで受入可能。120%を超える受入を行う場合は定員増。

- 実施例② 認可定員が59人の場合

時点	入所数	利用定員
R8.4	43人	45人とすることが可能
R8.10	46人	50人に引き上げ
R9.4	51人	55人に引き上げ
R9.6	56人	59人に引き上げ（認可定員と一致）

→ これ以降、定員の120%まで受入可能。120%を超える受入を行う場合は定員増。

- 実施要件

- ①入所児童数を下回る利用定員の設定はできません。
- ②4・5歳児の利用定員は必ず設けてください。
- ③利用定員を超える入所があった場合に、利用定員を引き上げることについて、
本取扱い実施時に誓約書を提出いただきます。
- ④本取扱いは開園2年目までとし、3年目以降の認可定員と利用定員は一致。

- スケジュール

2月			3月			4月1日
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
		入所調整（二次選考）の確定	利用定員減少の検討・市と調整	最終入所調整・利用定員の確定・誓約書の提出		開園

※確認手続きの都合上の暫定の設定ですので、入所調整期間中は引き続き受け入れをお願いします。

令和7年9月2日

保育園
小規模保育事業
事業所内保育事業

} 代表者様

幼保運営課長

保育園等における定員を超過した受け入れについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

定員を超過した児童の受け入れについて、給付費・保育提供の適正を図る観点から、令和2年7月28日通知「保育園等における定員を超過した受け入れについて」により、各区における入所調整について基本的な取り扱いをお示ししておりましたが、令和7年4月11日付こども家庭庁発出の通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に基づき、下記のとおり取り扱いを変更いたしますので、ご了知のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本取り扱いについては、保育の需要と供給の状況を踏まえ、今後、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 受け入れ人数の考え方

(1) 原則

- ・毎月の受け入れ人数については、利用定員の120%未満となることを原則とする。
- ・但し、やむを得ない特段の事情により、要保護児童を入所させる必要がある場合はこの限りでない。

2 受け入れ人数が利用定員の120%以上となる場合の取扱い

- (1) 新たな受け入れは実施いたしません。なお、市ホームページに毎月公表する受け入れ状況表の受け入れは「×」とします。
- (2) 現に入所する児童については、上記「受け入れ人数の考え方」を適用することで退所にならぬよう配慮し、継続入所を可とします。
- (3) 受け入れに係る調整は、園の所在する区のこども家庭課が行います。

3 定員超過による給付費の減算について

- (1) 連続した2年度間に2・3号認定の合計定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率(※)が120%以上の状態にあると公定価格が減算となります。
※年間平均在所率：各月の初日の2・3号認定の子どもの数の総和を、各月の初日の2・3号認定の利用定員の総和で割って計算。

- (2) 利用定員の変更を実施した場合は、減算調整を解除します。

なお、利用定員変更日が月の初日の場合は変更実施月から解除するものとし、変更日が月の途中である場合は、変更月の翌月から解除するものとします。

- (3) 利用定員の変更を行わない場合は、1号認定から2号認定への認定変更を含む新規入所を停止いたします。年間入所率が120%未満になると判断した場合は、「年間入所率が120%未満となった月」に遡り減算調整を解除いたします。
(ただし、年度末において、年間入所率が120%以上となる場合は再度減算を適用します)
- (4) 減算解除月以降、当該年度末までの期間については、120%未満の入所率を維持するため、許容できる入所可能児童数を整理のうえで、年間入所率が120%未満に収まると想定される範囲内の新規入所は可能とします。
- (5) 減算対象の年度中に年間平均入所率が120%未満を下回ることが困難な場合は、次年度4月時点の入所率が120%未満となるよう、一斉入所時に必要な調整等を行います。

4 本通知の適用日について

- (1) 受け入れ人数の調整について
令和7年10月分の入所選考から適用
- (2) 給付費の減算に係る運用について
令和7年度4月分から適用

<問い合わせ>

- 入所調整に関すること
管 理 班 : 043-245-5726
- 給付費に関すること
助成第2班 : 043-245-5735